

伊勢市景観計画・伊勢都市計画景観地区

届出等の手引き

令和6年4月版

伊 勢 市

目 次

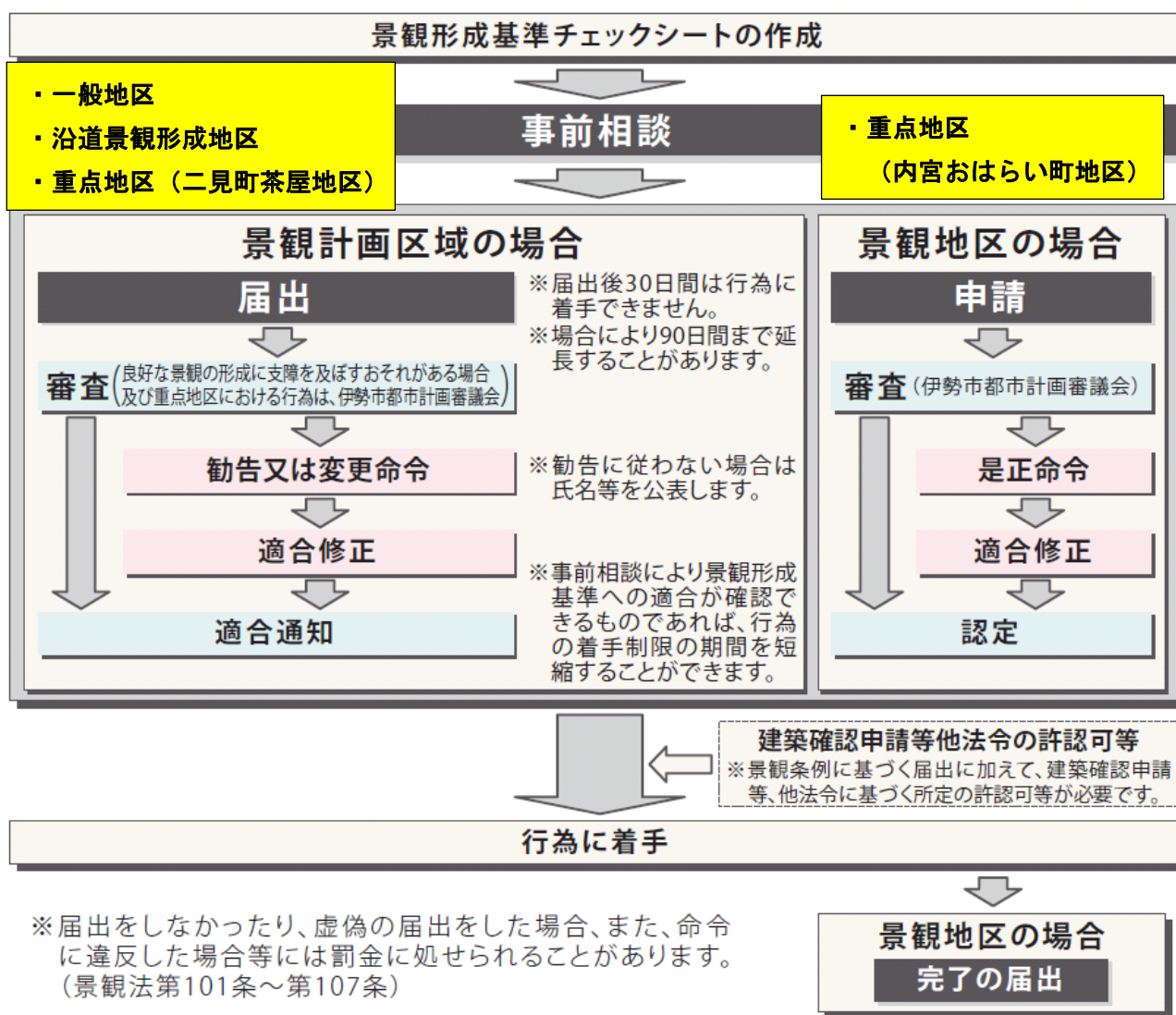
1	届出等の流れ	1
2	提出書類一覧表	2
3	景観形成基準（一般地区・沿道景観形成地区）	5
4	景観形成基準チェックシート【一般地区・沿道景観形成地区用】	7
5	景観形成基準チェックシート【内宮おはらい町地区用】【二見町茶屋地区用】	11
6	届出様式【一般地区・沿道景観形成地区・重点地区用】	24
7	申請様式【景観地区（内宮おはらい町地区）用】	33
8	参考様式（委任状）	42
9	Q & A	43

1 届出等の流れ

伊勢市景観計画に係る届出及び伊勢都市計画景観地区の申請の流れは、下の図のとおりです。本市では、届出及び申請が必要な行為をしようとする場合は、事前相談が必要となります。

これは、行為の計画段階において、事業者や設計者の方が自らチェックしていただいた「景観形成基準チェックシート」などを用いて相談を行い、行為が景観形成基準に適合しているかどうか確認を行うものです。景観法の規定により、届出の受理日から30日間（最大90日間）は行為に着手することができませんが、事前相談の段階で良好な景観の形成に支障がないと認められるものであれば、届出をしていただいた後、行為の着手制限の期間を短縮することができます。

また、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがある場合や周辺の景観への配慮の方法について窓口で判断が困難な場合、また、重点地区における行為については、有識者等で構成される伊勢市都市計画審議会に諮問する場合があります。



届出・申請の受付窓口

伊勢市 都市整備部 都市計画課（伊勢市役所4階）

住所 〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 0596-21-5591 F A X 050-1704-1924

様式等のダウンロード(景観) <http://www.city.ise.mie.jp/machi/keikan/1005045.html>



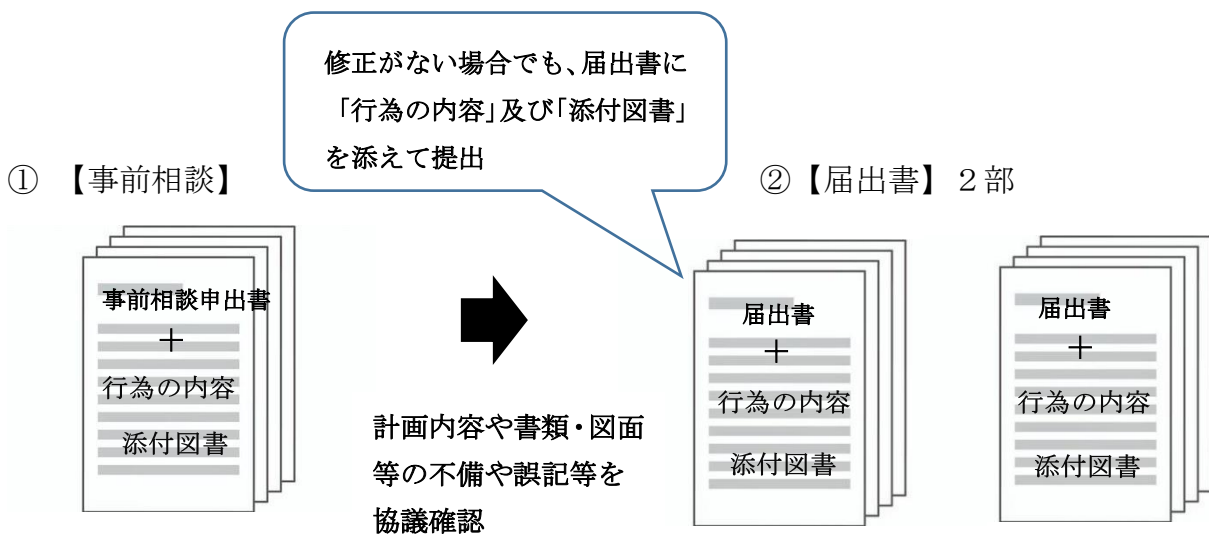
2 提出書類一覧表

【一般地区・沿道景観形成地区・重点地区（内宮おはらい町地区を除く）】

- ※ 事前相談の場合は、届出書（様式第1号）の代わりに事前相談申出書（様式第4号）を添付してください。また、その際は委任状不要です。
- ※ 事前相談の場合も、提出書類一式を添付してください。
- ※ 事前相談の場合は1部、届出の場合は正副合わせて2部提出をお願いいたします。
- ※ 完了届は不要です

		建築物	工作物	開発行為	土地の開墾等	土石の採取及び掘採	物件の堆積
届出書（様式第1号）		○	○	○	○	○	○
行為の内容	様式第1号 別紙1	○					
	様式第1号 別紙2		○				
	様式第1号 別紙3			○	○	○	○
添付図書	景観形成基準チェックシート	○	○	○	○	○	○
	現況写真[2面以上]	*1	○	○	○	○	○
	付近見取図[1/2, 500]	*2	○	○	○	○	○
	配置図[1/100以上]	*3	○	○			
	各階平面図[1/100以上]	*4	○				
	各面立面図[1/100以上]	*5	○	○			
	計画平面図[1/100以上]	*6			○	○	○
	断面図[1/100以上]	*7			○	○	○
※委任状（押印要） （事前相談は不要・届出は要）		○	○	○	○	○	○

※委任状・・・届出書（様式第1号）を申請者本人が提出・受取・問合せ対応する場合は不要。



【重点地区（内宮おほらい町地区のみ）】

※ 事前相談の場合は、申請書（様式第二）又は申請書（様式第10号）の代わりに事前相談申出書（様式第4号）を添付してください。また、その際は委任状不要です。

※ 事前相談の場合も、提出書類一式を添付してください。

※ 事前相談の場合は1部、申請の場合は正副合わせて2部提出をお願いいたします。

		建築物	工作物	
申請書（様式第二）		○		
建築等計画概要書（様式第三）		○		
申請書（様式第10号）			○	
行為の内容	様式第1号 別紙1	○		
	様式第1号 別紙2		○	
添付図書	景観形成基準チェックシート		○	○
	現況写真[2面以上]	*1	○	○
	付近見取図[1/2, 500]	*2	○	○
	配置図[1/100以上]	*3	○	○
	各階平面図[1/100以上]	*4	○	
	各面立面図[1/100以上]	*5	○	○
委任状（事前相談の場合は不要）		○	○	
～工事完了後～				
完了届出書（様式第9号）		○	○	
完了又は中止後の状況を示す写真		○	○	

※委任状・・・申請書（別記様式二）を申請者本人が提出・受取・問合せ対応する場合は不要。

内宮おほらい町地区は、景観法により規定される景観地区です。建築物等の形態意匠の制限があり、市長の認定を受ける必要があります。
建築計画案の検討段階から随時、事前相談を行うことができますので、早めにご相談ください。

	注意事項	図書に記載する内容
*1	複数の方向から行為の場所及びその周辺の状況がわかるように撮ったもの（カラー写真。プリンタによる印刷物でも可）	①行為の場所 ②写真番号
*2	都市計画基本図を使用し、当該敷地の位置を表示すること。	①縮尺 ②方位 ③道路、公園等の公共施設 ④目標となる地物 ⑤行為地の位置
*3	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	①縮尺 ②方位 ③行為地の形状及び寸法 ④届出に係る建築物又は工作物の位置と既存の建築物又は工作物の位置 ⑤屋外における建築設備の位置 ⑥隣接する道路の位置及び幅員 ⑦植栽、樹木等の位置、種類及び高さ ⑧外構施設の位置、材料及び面積 ⑨現状写真の撮影位置、撮影方向及び写真番号
*4	建築物の各階平面図	①縮尺 ②方位 ③建築面積 ④各階の床面積（算定式含む。） ⑤屋外における建築設備の位置
*5	建築物又は工作物の彩色（色鉛筆など）された各面の立面図	①縮尺 ②各面の方位及び寸法 ③建築物の最高高さ ④開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 ⑤屋根、壁面等の仕上げ（素材及び色彩（マンセル表色系等による表示））
*6	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面【開発行為・土地の開墾・その他土地の形質の変更】 ・設計図又は施工方法を明らかにする図面、採取又は掘採の方法を明らかにする図面、採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面【土石の採取、鉋物の掘採】 <p>次の凡例に基づき表示し、凡例も明示すること。 【凡例】 切土…黄色 盛土…赤色 緑地…緑の斜線</p>	①縮尺 ②方位 ③断面図に係る断面の位置及び方向 ④行為後における植栽等の位置、種類及び規模 ⑤行為後に設置する構造物等の位置、種類及び規模 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模（土石の採取又は鉋物の掘採の場合のみ）
*7	次の凡例に基づき表示し、凡例も明示すること。 【凡例】 切土…黄色 盛土…赤色 緑地…緑の斜線	①縮尺 ②行為の実施前後における行為地の縦断面及び横断面

※行為の規模が大きいため定められた縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、適切な縮尺の図面としてください。

3 景観形成基準（一般地区・沿道景観形成地区）

一般地区及び沿道景観形成地区の景観形成基準は次のとおりです。一般地区における景観形成基準について、ゾーンごとに該当する基準がかわってきますので、右欄の●印をご参照ください。

建築物・工作物本体に関する事項

中心 市地 集落 自然

項目	中心	市地	集落	自然
規模・配置	●	●	●	●
	—	●	●	●
壁面の位置	●	●	●	—
	●	●	●	—
形態意匠	●	●	●	●
	—	—	●	●
	●	●	—	—
	●	●	●	—
	●	●	●	●
色彩	●	●	●	●
	●	●	●	●
素材	●	●	●	●
	●	●	●	●
屋外設備	●	●	●	●
	●	●	●	●
その他	●	●	●	●

① 規模・配置	□規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。			
	A.隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。			
	B.山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。			
② 壁面の位置	□壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。			
	A.壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。			
	B.歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。			
③ 形態意匠	□形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。			
	A.隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。			
	B.遠望に配慮し、勾配屋根またはそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。			
	C.商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。			
	D.歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。			
④ 色彩	□色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。			
	○建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、次の表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。			
屋根の色彩制限		色相	明度	彩度
		10R～5Y	7以下	6以下
		R, 5.1Y～10Y	7以下	4以下
		その他	7以下	2以下(無彩色を含む)
外壁の色彩(基調色)の色彩制限		色相	明度	彩度
		10R～5Y	—	6以下
		R, 5.1Y～10Y	—	4以下
		その他	—	2以下(無彩色を含む)
⑤ 素材	□素材は、周辺景観に調和するものとする。			
	A.素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。			
⑥ 屋外設備	□屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。			
	□夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。			

敷地等に関する事項

中心 市街地 集落 自然

<p>8 敷地内の緑化</p>	<p>□行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 A.敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。 B.工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。 C.既存の緑をできる限り継承すること。</p>	<p>● ● ● ● — ● ● ● — — — ●</p>
<p>9 敷地の外構</p>	<p>□フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材または自然素材に近い色彩・素材を使用すること。</p>	<p>● ● ● ●</p>
<p>10 擁壁の形態意匠</p>	<p>□道路等公共の場所から望見できる部分について、緑化や形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。</p>	<p>● ● ● ●</p>

開発行為・土地の形質の変更(土石の採取・鉱物の掘採を除く。)に関する事項

<p>11 形態意匠</p>	<p>□行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。</p>
<p>12 緑化</p>	<p>□のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 □行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>

土石の採取・鉱物の掘採に関する事項

<p>13 採取等の方法</p>	<p>□土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。</p>
<p>14 遮へい</p>	<p>□遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。</p>
<p>15 緑化</p>	<p>□採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。</p>

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項

<p>16 集積、貯蔵の方法</p>	<p>□積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。</p>
<p>17 遮へい</p>	<p>□積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</p>

※建築物・工作物本体に関する事項と敷地等に関する事項において、当該基準が該当するゾーンを示す記号は次の通りです。

●中心：中心商業業務ゾーン ●市街地：市街地ゾーン ●集落：集落・農地ゾーン ●自然：自然環境ゾーン
●：当該基準が該当します —：当該基準が該当しません

(2) 行為の場所が属するゾーンの景観形成基準が該当するか、また、計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【建築物・工作物本体に関する事項】（ゾーン用）

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
規模・配置	① 規模・配置	○規模・配置は周辺景観との連続性及び一体性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
		A. 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。	<input type="checkbox"/>	
		B. 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とすること。	<input type="checkbox"/>	
		C. 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	<input type="checkbox"/>	
		D. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とすること。	<input type="checkbox"/>	
	② 壁面の位置	○壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
		A. 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を与えないよう壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。	<input type="checkbox"/>	
		B. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域においては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置により壁面線の統一に努めること。	<input type="checkbox"/>	
形態意匠	③ 形態意匠	○形態意匠は、周辺景観との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
		A. 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。	<input type="checkbox"/>	
		B. 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
		C. 商業・業務地における低層階については、歩行者に配慮し賑わいのあるまちなみを演出すること。	<input type="checkbox"/>	
		D. 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した形態意匠とすること。	<input type="checkbox"/>	
		E. 壁面は、適度に仕様を分け、圧迫感を与えない形態意匠とすること。	<input type="checkbox"/>	
④ 色彩	○色彩は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>		
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、彩度の上限を定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>		

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑤素材	○素材は、周辺景観に調和するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	A. 素材そのものの良さを形態意匠に生かすよう努めること。	<input type="checkbox"/>	
	B. 年数とともに周辺の景観に溶け込むような素材を外観に使用するよう努めること。	<input type="checkbox"/>	
⑥屋外設備	○屋外設備・外階段等は、道路や広場等の公共空間から見えにくいように配置し、修景を行うこと。	<input type="checkbox"/>	
⑦その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	<input type="checkbox"/>	

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項		素材		色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			色相	明度	彩度
	外壁材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東立面	m ²	m ²	m ²		
	南立面	m ²	m ²	m ²		
	西立面	m ²	m ²	m ²		
	北立面	m ²	m ²	m ²		

【敷地に関する事項】(ゾーン用)

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑧敷地内の緑化	○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。	<input type="checkbox"/>	
	A. 敷地際や角地などに緑を配置するとともに、駐車場等の緑化を積極的に行うこと。	<input type="checkbox"/>	
	B. 工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
	C. 既存の緑をできる限り継承すること。	<input type="checkbox"/>	
⑨敷地の外構	○フェンス・塀・垣、擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮し、生垣や石垣等の自然素材又は自然素材に近い色彩・素材を使用すること。	<input type="checkbox"/>	
⑩擁壁の形態意匠	○道路等公共の場所から望見できる部分について、緑化や形態・仕上げの工夫等により、単調で圧迫感のある擁壁とならないようにすること。	<input type="checkbox"/>	

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑪形態 意匠	○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。	<input type="checkbox"/>	
⑫緑化	○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	<input type="checkbox"/>	
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	<input type="checkbox"/>	

【土石の採取・鉱物の掘採に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑬採取 等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	<input type="checkbox"/>	
⑭遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
⑮緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	<input type="checkbox"/>	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑯集積、貯蔵の方法	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	<input type="checkbox"/>	
⑰遮へい	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	<input type="checkbox"/>	

5 景観形成基準チェックシート【内宮おはらい町地区用】【二見町茶屋地区用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

行為の場所	伊勢市
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

景観計画区域区分	<input type="checkbox"/> 一般地区 <input type="checkbox"/> 沿道景観形成地区 <input checked="" type="checkbox"/> 重点地区
	<input type="checkbox"/> 中心商業業務ゾーン <input type="checkbox"/> 市街地ゾーン <input type="checkbox"/> 集落・農地ゾーン <input type="checkbox"/> 自然環境ゾーン
背景や周辺の 景観特性 ※該当するものすべてにチェック	【景観要素】 <input type="checkbox"/> 商業業務地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 既存集落 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 里山 <input type="checkbox"/> レクリエーション施設、工業地等
	【軸】 <input type="checkbox"/> 道路－道路の名称（ ） <input type="checkbox"/> 鉄道－鉄道の名称（ 近鉄 ・ JR線 ） <input type="checkbox"/> 河川－河川の名称（ ） <input type="checkbox"/> 海岸－海岸の名称（ ） <input type="checkbox"/> 緑（グリーンフロント）－山林・里山の名称（ ）
	【拠点】 <input type="checkbox"/> 内宮おはらい町地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 二見町茶屋地区及びその周辺 <input type="checkbox"/> 伊勢市駅周辺及び外宮周辺 <input type="checkbox"/> 河崎地区 <input type="checkbox"/> 小俣宿・明野宿

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【内宮おほらい町地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	・木造を基本とし、3階以下とする。	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は切妻・妻入り又は入母屋・妻入りを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えるものとする。	<input type="checkbox"/>	
		3 屋根及び軒庇は、灰色若しくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁は、きざみ囲い(<small>ささらこ</small> 簾子下見板張り)を基本とし、1階には軒がんぎ板、2階には張り出し囲いを用いるものとする。ただし、道路等の公共空間から通常望見できない部分はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
		2 外壁の色彩は、周囲の調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
		3 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	・道路に面する建具は木製とし、2階開口部には出格子を用いるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	建築設備	・建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし、木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
	樋	・樋は茶色系とする。	<input type="checkbox"/>	
看板・案内板	・看板・案内板は、ネオンサインや原色等の派手な色は使用しないこととし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。	<input type="checkbox"/>		

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	建築物の 高さの最 高限度	・10m。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	外 構	1 通り又は河川に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	自動販売機等	・外装の色彩は、茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>	

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建 築 物 等 の 外 観 の 素 材 ・ 色 彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区旅館地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	・木造を基本とし、3階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。	<input type="checkbox"/>	
		4 主な出入口には飾り屋根を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
		5 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
		3 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	・道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。	<input type="checkbox"/>	
建築設備	・建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>		
樋	・樋は茶色系とする。	<input type="checkbox"/>		
看板・案内板	・木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。	<input type="checkbox"/>		

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	門・塀・垣根等	・道路に面して、門・塀・垣根を設ける場合は、板塀、生垣等とする。	<input type="checkbox"/>	
建築物の 高さの最 高限度		・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路及び海岸に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
自動販売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>		

※旅館と異なる用途の建築物について、店舗に関しては店舗地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建 築 物 等 の 外 観 の 素 材 ・ 色 彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区店舗地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	・木造を基本とし、2階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。	<input type="checkbox"/>	
		4 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。やむをえず外壁の位置を揃えることができない場合は、門・板塀・生垣等を設けること等により、まちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
		3 南張り囲い等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
		4 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	・道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	建築設備	・建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
	樋	・樋は茶色系とする。	<input type="checkbox"/>	
	看板・案内板	・木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。		

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
建築物の 高さの最 高限度		・10mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
自動販売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>		

※店舗と異なる用途の建築物について、旅館に関しては、旅館地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建 築 物 等 の 外 観 の 素 材 ・ 色 彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区旅館地区及び店舗地区の住宅】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	・木造を基本とし、2階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 建築物1階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		3 軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。	<input type="checkbox"/>	
		4 庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	1 外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。やむをえず、外壁の位置を揃えることができない場合は、門・板塀・生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
		3 南張り囲い等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。	<input type="checkbox"/>	
		4 外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>	
	開口部・建具	・道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。	<input type="checkbox"/>	
	建築設備	・建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし、木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
	樋	・樋は茶色系とする。	<input type="checkbox"/>	
	看板・案内板	・木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする、周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。	<input type="checkbox"/>	

	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
建築物の 高さの最 高限度		・10mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>	
工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	形態意匠	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>	
	屋外照明	・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
	自動販売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>	

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対 象 事 項		素 材		色 彩 計 画		
建 築 物 等 の 外 観 の 素 材 ・ 色 彩	屋 根 材			色相	明度	彩度
	外 壁 材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区住宅地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	<ul style="list-style-type: none"> 木造を基本とし、3階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。 	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。 	<input type="checkbox"/>	
	門・塀・垣根等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。 	<input type="checkbox"/>	
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 12mとする。ただし、市長が、伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。 	<input type="checkbox"/>		
工作物の形態意匠の制限	形態	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観との調和に配慮するものとする。 	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。 	<input type="checkbox"/>		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項		素材		色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			色相	明度	彩度
	外壁材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東立面	m ²	m ²	m ²		
	南立面	m ²	m ²	m ²		
	西立面	m ²	m ²	m ²		
	北立面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区茶屋北西地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容	
建築物の形態意匠の制限	形態	<ul style="list-style-type: none"> 木造を基本とし、3階以下とする。やむを得ず、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等とする場合は、その外観が周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。 	<input type="checkbox"/>	
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図り、勾配屋根を基本とする。	<input type="checkbox"/>	
		2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。 	<input type="checkbox"/>	
	門・塀・垣根等	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。 	<input type="checkbox"/>	
	高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> 12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。 	<input type="checkbox"/>	
工作物の形態意匠の制限	形態	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観との調和に配慮するものとする。 	<input type="checkbox"/>	
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀・生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>	
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> 外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。 	<input type="checkbox"/>		

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項		素材		色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材			色相	明度	彩度
	外壁材			色相	明度	彩度
	()			色相	明度	彩度
	アクセント色			色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5		
	東立面	m ²	m ²	m ²		
	南立面	m ²	m ²	m ²		
	西立面	m ²	m ²	m ²		
	北立面	m ²	m ²	m ²		

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区茶屋南西地区】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
建築物の形態意匠の制限	形態	・周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>
	屋根・軒庇	1 屋根は、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>
		2 屋根及び軒庇は、灰色もしくはそれに類する色とする。ただし、軒庇については銅板葺き又は板葺きとする場合にはこの限りではない。	<input type="checkbox"/>
	外壁	・外壁の色彩は周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。	<input type="checkbox"/>
	門・塀・垣根等	・道路に面して、門・塀・垣根等を設ける場合には、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を図るものを基本とする。	<input type="checkbox"/>
	高さの最高限度	・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会に意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。	<input type="checkbox"/>
工作物の形態意匠の制限	形態	・周囲の景観との調和に配慮するものとする。	<input type="checkbox"/>
	外構	1 道路に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣きの残る建築物との調和を図るものとする。	<input type="checkbox"/>
		2 駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣きの残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。	<input type="checkbox"/>
	自動販売機等	・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。	<input type="checkbox"/>

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

対象事項	素材	色彩計画		
建築物等の外観の素材・色彩	屋根材	色相	明度	彩度
	外壁材	色相	明度	彩度
	()	色相	明度	彩度
	アクセント色	色相	明度	彩度
アクセント部分等の面積		アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/5
	東立面	m ²	m ²	m ²
	南立面	m ²	m ²	m ²
	西立面	m ²	m ²	m ²
	北立面	m ²	m ²	m ²

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【開発行為・土地の形質の変更（土石の採取・鉱物の掘採を除く。）に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑪形態 意匠	○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。	<input type="checkbox"/>	
⑫緑化	○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	<input type="checkbox"/>	
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	<input type="checkbox"/>	

【土石の採取・鉱物の掘採に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑬採取 等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	<input type="checkbox"/>	
⑭遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
⑮緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	<input type="checkbox"/>	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積に関する事項】

項目	景観形成基準	適合	主に配慮した内容
⑯集積、貯蔵の方法	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	<input type="checkbox"/>	
⑰遮へい	○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	<input type="checkbox"/>	

6 届出様式【一般地区・沿道景観形成地区・重点地区用】

様式第4号（第10条関係）

景観計画区域内における行為の事前相談申出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申出者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第15条の規定により、次のとおり申し出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		種類 ()				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所		伊勢市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () - E-mail :				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄				※処理欄		

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 種類	建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更			
		用途 ()				
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更 カ 色彩の変更				
		種類 ()				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所		伊勢市				
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号 () - E-mail:				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※ 受付欄				※ 処理欄		

1 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第1号（別紙1）

（表）

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 （該当行為に○を付けてください）			届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	m ²	
	延べ面積		(階) m ²	(階) m ²	(階) m ²	
	高さ		m	m	m	
	構造					
	外部仕上げ			届出部分	既存部分	
		屋根	色彩			
			素材			
		外壁	色彩			
素材						
敷地の緑化			届出部分	既存部分	合計	
	緑地面積		m ²	m ²	m ²	
	樹種等					
その他						
外観の変更（修繕・模様替）・色彩の変更			変更面積	変更後	変更前	
	屋根	色彩	m ²			
		素材	m ²			
	外壁	色彩	m ²			
素材		m ²				
景観上配慮した事項 その他参考となる事項						

(裏)

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()内には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2) 薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)。
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押し出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)。
- 9 「その他」欄には、伊勢市景観計画の景観形成基準に定める「その他(屋外駐車場、夜間の照明等に関すること。)」事項に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙2）

（表）

行為の内容（工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

工作物の種類		(伊勢市景観規則第2条第2項第 号該当)			
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	m	m	m	
	構造				
	仕上げ		届出部分	既存部分	
		色彩			
		素材			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
樹種等					
その他					
色外観の変更 (修繕・模様替)	(対象建築物) ・外観面積 <u> </u> m ² ・築造面積 <u> </u> m ² ・高さ <u> </u> m ・構造 <u> </u>	変更面積	変更後	変更前	
		色彩	m ²		
	素材	m ²			
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

(裏)

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。（ ）内には、伊勢市景観規則第5条第2項に該当する規則の番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。

増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築し、又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）。

また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットバーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）。
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第1号（別紙3）

（表）

行為の内容（開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積）

開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の土地の形状	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____m 長さ _____m 勾配 _____%	のり面等の外観 緑化の方法	
土石の採取・鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は掘採の位置・方法	
	のり面又は擁壁の規模 高さ _____m 長さ _____m 勾配 _____%	跡地の緑化の方法等	
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は貯蔵の高さ 高さ _____m	堆積又は貯蔵の位置・方法 遮へいの方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「のり面等の外観」欄には、のり面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及びのり面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮へいの方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮へいするための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所
氏名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号		
2 行為の場所		
伊勢市		
3 設計又は施工方法の変更の概要		
〔変更前〕		
〔変更後〕		
4 変更理由		
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号（ ） — E-mail:
	名称及び担当者名	名称 担当者名
※ 受付欄		※ 処理欄

- 1 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

7 申請様式【景観地区（内宮おほらい町地区）用】

様式第二（第十九条第一項関係）（A 4）

景観地区内における建築物の計画の認定申請書

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名

景観法第 63 条第 1 項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

- イ 氏名のフリガナ
- ロ 氏名
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 電話番号

(2) 設計者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- へ 電話番号

(3) 工事監理者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- へ 電話番号

(4) 工事施工者

イ 氏名

ロ 営業所名 建設業の許可 () 第 号

ハ 郵便番号

ニ 所在地

ホ 電話番号

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等の場所

(2) 建築物の建築等の種別

(3) 建築物の概要

(4) 建築物の形態意匠の内容

(5) 着手予定日 年 月 日

(6) 完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所には属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 5 建築物の概要については、当該建築物の規模その他審査に当たり必要な観点から市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 建築物の形態意匠の内容については、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に従い市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 7 変更申請を行う場合には、2（7）に変更の概要を記載すること。
- 8 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2（8）に記載すること。

建築等計画概要書

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

- イ 氏名のフリガナ
- ロ 氏名
- ハ 郵便番号
- ニ 住所

(2) 設計者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(3) 工事監理者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(4) 工事施工者

- イ 氏名
- ロ 営業所名 建設業の許可 () 第 号
- ハ 郵便番号
- ニ 所在地
- ホ 電話番号

2 計画の内容

- (1) 行為の場所
- (2) 行為の種別
- (3) 建築物の概要

- (4) 建築物の形態意匠の内容

(5) 行為の着手予定日 年 月 日

(6) 行為の完了予定日 年 月 日

- (7) その他必要な事項

- (8) 備考

3 計画の内容を示す図面

- (1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

- (2) 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面

- (3) 建築物の彩色が施された二面以上の立面図

- (4) その他必要な図面

備考

- 1 1及び2は、様式第二の写しに変えることが出来る。この場合には、最上段に「建築等計画概要書」と明示すること。
- 2 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。この場合には、市町村が届出のあった旨を明示した上で記入すること。
- 3 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示すること。
- 4 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 5 建築物の彩色が施された二面以上の立面図には、縮尺を明示すること。
- 6 その他必要な図面は、第19条第2項第6号の図書について記載すること。

様式第七（第二十四条関係）

35 c m以上		
25 c m 以上	景観法による認定済	
	認定年月日番号	年 月 日 第 号
	認定証交付者	
	建築等工事主氏名	
	設計者氏名	
	工事施工者氏名	
	工事現場管理者氏名	
	認定に係るその他の事項	

景観地区内における行為の完了届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

届出者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第23条又は第32条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 景観地区内における行為の申請書の受付年月日及び受付番号			
2 行為の場所			
伊勢市			
3 行為の種類			
建築物等	(1) 建築物	ア 新築 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更	カ 色彩の変更
		用途（ ）	
	(2) 工作物	ア 新設 イ 増築 ウ 改築 エ 移転 オ 外観の変更	カ 色彩の変更
		種類（ ）	
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為			
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
完了年月日		年 月 日	
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄

- 1 行為の種類欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類を（ ）内に記入してください。
- 2 完了後の状況を示す写真を添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

景観地区内における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第 26 条第 1 項の規定により、下記のとおり景観地区内における工作物の計画の認定を申請します。

記

工 事 主	住 所			
	氏 名	電話番号 ()	—	
設 計 者	住 所			
	氏 名	() 級建築士事務所 () 登録第	号	
	事 務 所 名	() 級建築士事務所 登録第	号	
		電話番号 ()	—	
工 事 監 理 者	住 所			
	氏 名	電話番号 ()	—	
	事 務 所 名	() 級建築士事務所 登録第	号	
		電話番号 ()	—	
工 事 施 工 者	住 所			
	氏 名	建設業の許可 () 第	号	
		電話番号 ()	—	
行為に係る景観地区の名称		() 地区		
行 為 の 場 所		伊勢市		
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日	年 月 日
連 絡 先	所 在 地 及 び	所在地		
	電 話 番 号	電話番号 ()	— E-mail:	
	名 称 及 び	名称 担当者名		
	担 当 者 名			
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄	

1 ※印の欄は、記入しないでください。

景観地区内における工作物の変更計画認定申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

伊勢市景観条例第 26 条第 1 項の規定により、下記のとおり景観地区内における工作物の計画変更の認定を申請します。

記

1 認定年月日及び認定番号			
2 行為の場所		伊勢市	
3 設計又は施工方法の変更の概要		〔変更前〕	
		〔変更後〕	
4 変更理由			
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号（ ）	E-mail:
	名称及び担当者名	名称	担当者名
※ 受付欄		※ 処理欄	

1 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 12 号 (第 20 条関係)

25cm 以上	伊勢市景観条例による認定済	
	認 定 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
	認 定 証 交 付 者	
	建 設 等 工 事 主 名	
	設 計 者 氏 名	
	工 事 施 工 者 氏 名	
	工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
	認定に係るその他の事項	
35cm 以上		

8 参考様式

委 任 状

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

私は、下記のとおり代理人を定め、景観法及び伊勢市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。

記

1. 代理人

住所 _____

氏名 _____

連絡先（電話番号） _____

2. 行為の場所（地番または住居表示）

伊勢市 _____

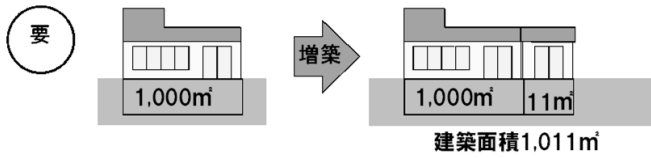
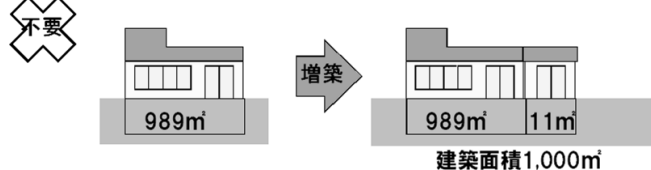
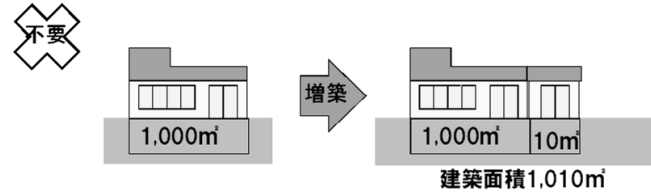
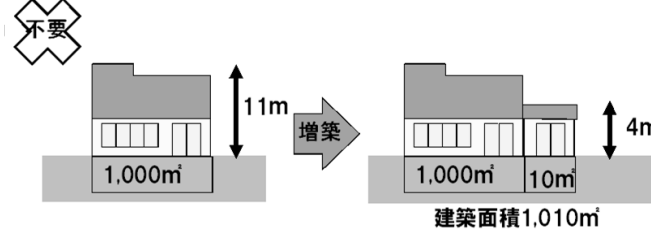
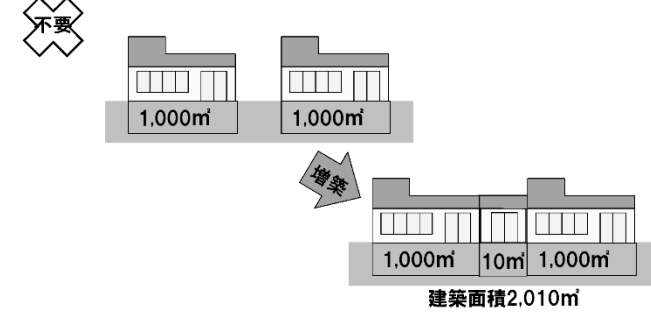
9 Q&A

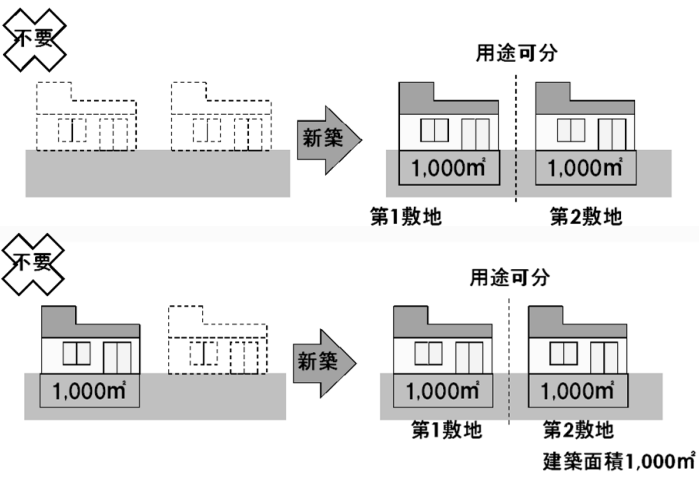
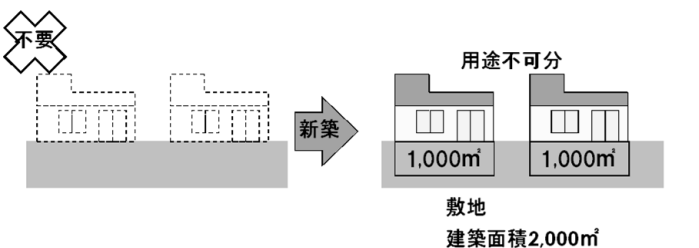
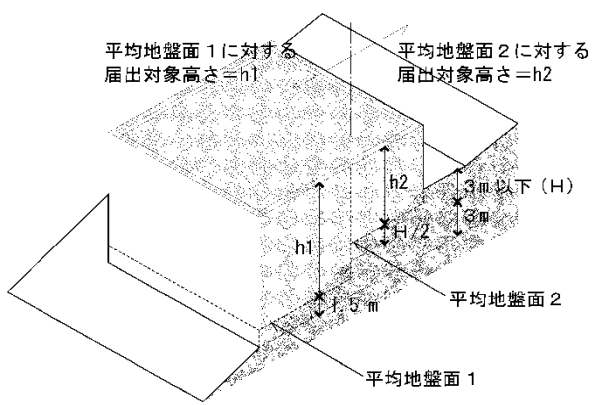
(1) 届出制度に関する内容

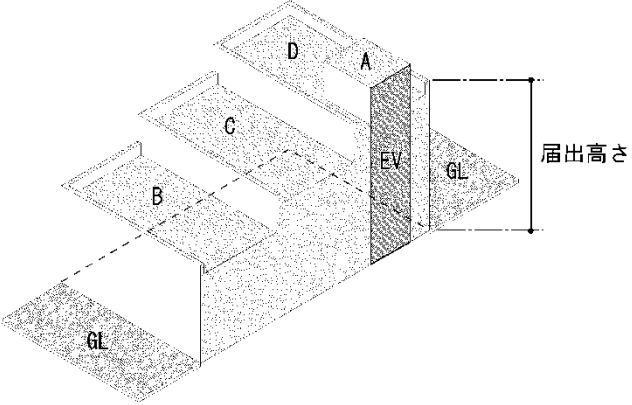
	質問	回答
届出制度の考え方	届出に係る行為の着手制限とは、どのようなことか。	景観法では、届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならないとされています。(景観法第 18 条第 1 項) ただし、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は、行為着手の制限となる工事から除外されています。(景観法施行令第 12 条)
	既存の建築物、工作物の取扱はどうなるのか。	届出は不要です。ただし、今後その建築物又は工作物について、増築、改築、移転、外観を変更することになる修繕、模様替又は色彩の変更をする場合で、届出の対象となる規模であれば、届出が必要となります。
	行為中或いは行為済みの建築行為、開発行為、土地の形質の変更等の取扱はどうなるのか。	平成 21 年 9 月 30 日時点で行為に着手しているもの、又は既に行済みのものは、適用されません。
	建築物と工作物を同一の敷地内に同時に建てる時の届出書は一つでよいか。	同一の敷地内で行うのであれば、一つの届出とすることが可能です。
届出対象行為	届出の対象外となる仮設の建築物とは、どのようなものをいうのか。	工事現場の現場事務所や博覧会のパビリオンのように、一定期間の使用の後、撤去される建築物をいいます。
	届出の対象外となる仮設の工作物とは、どのようなものをいうのか。	建築工事現場のタワークレーンのように、一定期間の使用の後、撤去される工作物をいいます。
	土地の形質の変更とは何か。	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採など、切土、盛土を行うことにより、行為の前と後で土地の物理的形状を変更することをいいます。
	大規模な工場敷地内等で、外部から見通せない場所での行為も届出が必要か。	届出は必要です。
	屋外広告物は届出の対象か。	屋外広告物は、屋外広告物法(条例)に基づき制限が行われているため、景観計画に基づく届出は不要です。(景観法施行令第 10 条第 4 号)
	既設の工作物の塗装の劣化等による塗り替えについて、同色に塗り替える場合は、届出が必要か。また、事前相談は必要か。	従前と同じ色に塗り替える場合は通常の管理行為とし、色彩の変更に該当しないため、届出は不要です。また、事前相談も不要です。 ただし、従前の色彩が景観形成基準で定める色彩基準に適合しない場合は、届出は不要ですが、色彩基準に適合した色彩となるよう協力を求める場合があります。
	既存の色彩が基準に適合しない場合で、景観に配慮した色に塗り替える場合は、届出が必要か。	色彩の変更に該当するので、届出は必要です。 ただし、塗り替え面積が 10 m ² 以下の場合は届出が不要です。

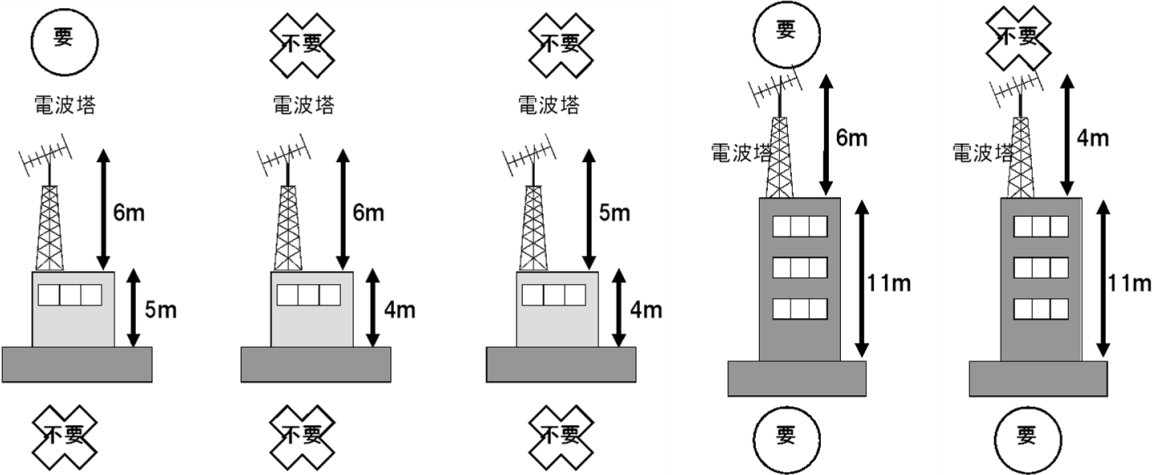
(2) 届出規模に関する内容

	質問	回答
建築面積の考え方	建築物の建築等で建築面積が 1,000 m ² を超える場合は届出対象とされるが、増築の場合は増築部分の建築面積が 1,000 m ² を超えている場合に届出が必要か。	増築部分の面積で判断するのではなく、増築後の建築物全体の建築面積が 1,000 m ² を超える場合は、届出が必要となります。 ただし、増築部分の床面積が 10 m ² 以下の場合は、届出は不要です。

質問	回答
<p>建築面積 1000 m²の既存の建築物に床面積 11 m²を増築する場合、届出は必要か。</p>	<p>増築の場合、増築後の建築物の全体の建築面積が 1,000 m²を超え、かつ、増築部分の床面積が 10 m²を超える場合は、届出が必要となります。</p> <p>したがって、質問の場合は、増築後の建築面積は 1,011 m²となり、1,000 m²を超え、増築部分の床面積も 10 m²を越えるため、届出は必要です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>要</p> </div> <p>【参考】 増築面積が 11 m²で、増築後の建築面積が 1,000 m²の場合は、届出は不要です</p> <div style="text-align: center;">  <p>不要</p> </div> <p>【参考】 増築面積が 10 m²であれば、増築後の建築面積が 1,010 m²でも、届出は不要です</p> <div style="text-align: center;">  <p>不要</p> </div> <p>【参考】 増築面積が 10 m²であれば、既存建築物の高さが 11m でも、届出は不要です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>不要</p> </div> <p>【参考】 増築面積が 10 m²であれば、既存建築物の建築面積が 1,000 m²の 2つの建築物をつなげる増築でも、届出は不要です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>不要</p> </div>

	質問	回答
	<p>同一敷地内に複数の建築物を新築する場合等で、それらの建築物の建築面積の合計が1,000㎡を超える場合、届出は必要か。</p>	<p>同一敷地内に複数の建築物がある場合は、敷地単位で判断するのではなく、各建築物の建築面積ごとに1,000㎡を超えているかで判断します。</p> <p>【参考】 同一敷地内の各々の建築物の建築面積が1,000㎡を超えなければ、複数の建築物の建築面積の合計が1,000㎡を超えても、届出は不要です。</p>  <p>【参考】 用途不可分の複数の建築物が同一敷地にある場合は、建築基準法では、その合計が建築面積となりますが、景観計画に基づく届出は、各建築物の建築面積ごとに判断するため、次の場合は届出が不要です。</p> 
高さ等の考え方	<p>建築物や工作物の高さは、どこからのことをいうのか。</p> <p>地盤面の高低差が3mを超えるとときの、地盤面の考え方はどう考えるのか。</p>	<p>地盤面からの高さとしします(建築基準法に基づく)。</p> <p>建築基準法に基づきます。</p>  <p>地盤面とは建築物が周囲の地盤と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合には、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。</p>

質問	回答
<p>建築物の屋上に突出した階段室等は、建築物の高さに算入するのか。</p>	<p>階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは、当該建築物の高さに算入されません(建築基準法に基づく)。</p> <p>【参考】 屋上部分が同一高さでない場合の、昇降機塔の高さの算入例</p>  <p>$A \leq (B+C+D) \times 1/8$ ならば $A > D \times 1/8$ でもエレベーターシャフト(昇降機塔)は高さに算入しません。</p>
<p>建築物や工作物の高さに避雷針等は含まれるのか。</p>	<p>避雷針等は、高さには算入しません(建築基準法に基づく)。ただし、建築物又は工作物本体が届出対象になった場合は、避雷針等を含めて審査の対象となります。(この場合の届出高さは、避雷針等の高さは含めません)</p>
<p>水上で行う行為の高さはどのように考えるのか。</p>	<p>当該事業で使用する最低水位(L. W. L)・朔望平均干潮面等から天端(上端)までの直高が基準となります。</p>
<p>既存建築物の横に同一棟で増築する場合で、次のケースの場合、届出は必要か。 A: 既存部分の高さが10mを超えており、増築部分の高さが10mを超える場合 B: 既存部分の高さが10mを超えているが、増築部分の高さは10mを超えていない場合 C: 既存部分の高さは10mを超えていないが、増築する部分が10mを超える場合</p>	<p>増築の場合は、既存建築物を含めた増築後の建築物の高さで判断しますので、A・B・Cいずれの場合も届出が必要です。ただし、増築部分の床面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。</p>
<p>工作物が建築物の上にある場合の届出の必要性はどう考えるか。</p>	<p>建築物及び工作物全体の合計が届出対象の規模に達していなければ、届出は不要です。</p>

	質問	回答
	<p>【参考】 工作物が建築物の上にある場合の、届出対象の考え方の例を以下に示します。図の上段は工作物、下段は建築物の届出の有無を示しています。</p>  <p>地盤面からの全体高さが 10m を超え、工作物の高さが 5m を超えているため、工作物は届出が必要です。</p> <p>地盤面からの全体高さが 10m 以下ですので、工作物の高さが 5m を超えても届出は不要です。</p> <p>地盤面からの全体高さが 10m 以下ですので、届出は不要です。</p> <p>地盤面からの全体高さが 10m を超え、工作物の高さが 5m を、建築物の高さが 10m を超えているため、届出が必要です。</p> <p>地盤面からの全体高さが 10m を超え、建築物の高さが 10m を超えているため、届出が必要ですが、工作物は不要です。</p>	<p>工作物である擁壁は、高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超える場合が届出対象とされているが、高さ5m、長さ10mの擁壁に高さ2m、長さ5mの擁壁を加える場合届出が必要か。</p> <p>物件の堆積の場合、届出が必要となる堆積の面積の考え方は、実際に堆積する場所の面積で算出するのか、それとも、敷地全体の面積で算出するのか。</p>
		<p>届出が必要となるのは、高さ5mを超える区間が連続して10mを超えている場合です。 この場合高さ5mを超える区間が連続して10mを超えないため、届出は不要です。</p> <p>実際に堆積させる場所の面積で判断します。</p>

(3) 景観形成基準に関する内容

	質問	回答
色彩	塗り替えについて、将来退色することを考慮して、濃い目の色を塗る場合もあるが、このような場合どうするか。	濃い目の色に塗る場合でも、色彩の変更にあたりますので、届出の対象となり、景観形成基準で定める色彩基準に適合させて頂く必要があります。
色彩素材	建築物・工作物の色彩、素材の決定については、地元の同意は必要か。	地元の同意は必要ありません。地元の同意を得ている場合は、景観形成基準チェックシートにその旨が記入してあれば、審査の際に参考とします。
屋根の形状	屋根の形状について、山並みとの調和に配慮するため勾配屋根とする場合、建築物の平面形状が大規模になるほど、勾配屋根の部分のボリュームも大きくなるが、景観上問題ないか。	建築物の屋根を勾配にして頂くことで、特に背景の山並みと当該建築物の形態が調和するよう基準を設けています。ただし、勾配屋根とすることで、背景の山並みへの調和が図られない結果となる場合などは、状況に応じて、景観委員会の意見等に基づき、陸屋根とする手法を採用する場合があります。

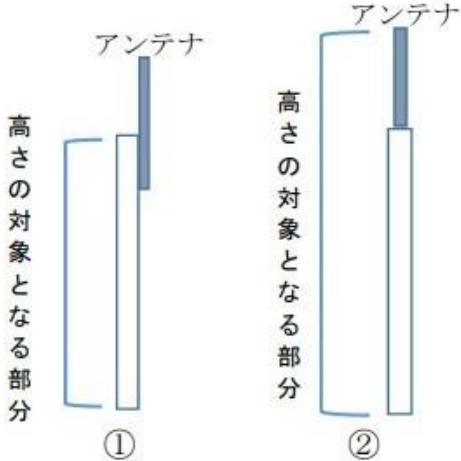
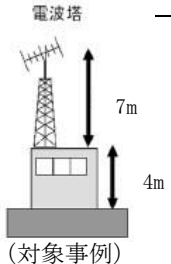
(4) 他法令との関係に関する内容

	質問	回答
建築基準法	景観法に基づく届出と建築確認申請との間にはどのような関係があるのか。届出が受理されなければ、建築確認申請はできないのか。	各々、別の法律に基づき審査されますので、景観法に基づく届出が景観形成基準に適合していないから、建築確認申請ができない、建築確認がなされない、またその逆というようなことはありません。 ただし、両方の基準や規程に適合する必要があるため、どちらかの手続を先行すると、一方の手続で修正の必要が生じる場合がありますので、各々の審査部署と事前の相談をお願いします。
都市計画法	開発行為の場合、都市計画法に基づく開発行為が許可された後に、景観計画に基づく届出を行うのか。	開発行為が許可された後に、景観法に基づく届出を行うことは可能ですが、行為の内容が景観形成基準に適合しない場合は、開発許可の内容も含めて変更する必要が生じる場合がありますので、開発許可の事前の相談と並行して、景観に関しても事前の相談をお願いします。

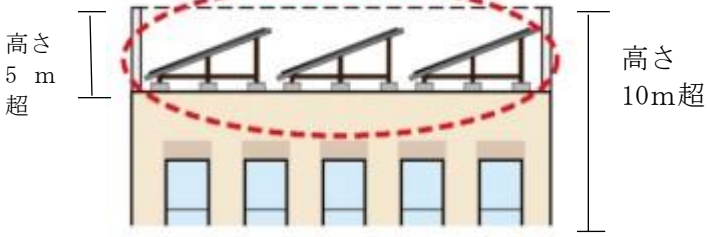
(5) 勧告・変更命令等について

	質問	回答
勧告、変更命令	届出された行為に対して、勧告や公表、変更命令ができるとされているが、どのような手続となるのか。	届出がなされた行為に関して、良好な景観の形成を図るため、景観形成基準に基づき助言・指導を行います。最終的に届出内容が適合していない等の場合、その内容に応じて届出者に対し、勧告や変更命令を行います。 また、届出者が、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、勧告の内容及び当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表します。
変更	届出書を提出した後、市における審査中に、設計を変更する場合はどのような手続が必要か。	変更の内容によりますが、原則として従前の届出の取り下げと、新たな設計に基づく届出書の提出が必要です。この場合、行為の着手制限が再度適用されます。
変更届出書	届出書を提出し、市における審査終了後(行為の着手制限の期間を短縮する旨の通知を受け取った後)に設計を変更する場合は、どのような手続が必要か。	審査終了後の変更については、変更届出書の提出が必要となります。この場合も、行為の着手制限が再度適用されます。
変更命令	行為の着手できない期間が90日間となるのは、どのような場合か。	景観法では、届出後30日を経過するまで、行為の着手はできません。また、勧告・命令を行う場合、届出後30日以内に行わなければならないとされています。ここで、30日以内に変更命令にかかり、実地の調査をする必要がある時、その他合理的な理由がある時は、最大90日間行為に着手することができないことがあります。

Q&A (携帯電話基地局)

	質問	回答
携 帯 電 話 基 地 局	高さ 10mを超える携帯電話基地局は届出の対象とされているが、アンテナの高さは含まれるのか。	<p>アンテナの取り付け方により、以下のとおり取扱いが異なります。</p> <p>① アンテナを持ち出してコンクリート柱等に取り付ける場合は、アンテナの高さは含みません。なお、アンテナを持ち出して取り付ける場合でも、高さ 10m超となる場合は、届出の対象となります。</p> <p>② 鋼管柱等の上に一体的に取り付ける場合は、アンテナの高さも含みます。</p>
		
	既存の携帯電話基地局のアンテナを交換又は追加する場合は、届出は必要か。	交換又は追加するアンテナの変更面積 (表面積又は見付け面積のうち小さい方の面積) が 10 m ² 以下の場合、届出は不要です。
	既存の携帯電話基地局の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は、届出は必要か。また、事前相談は必要か。	従前と同じ色に塗り替える場合は、色彩の変更に該当しないため届出は不要です。また、事前相談も不要です。
	既存の携帯電話基地局の塗装の塗り替えについて、同色に塗り替える場合は色彩の変更にならないため届出は不要とされているが、景観に配慮した色に塗り替える場合は、届出は必要か。	色彩の変更に該当するので、届出は必要です。
	既存の携帯電話基地局に付属しているメンテナンスボックスなどの付属物を交換又は追加する場合は、届出は必要か。	交換又は追加するメンテナンスボックスなどの付属物の変更面積 (表面積又は見付け面積のうち小さい方の面積) が 10 m ² 以下の場合、届出は不要です。
	携帯電話基地局の横にある地上設置型機器を交換又は塗装を塗り替える場合は、届出は必要か。	地上設置型機器は届出対象ではないため、届出は不要です。
	建築物の屋上に携帯電話基地局を設置する場合、届出の対象となるか。	<p>建築物の上端から、携帯電話基地局の上端までの高さが 5mを超え、かつ、地番面から携帯電話基地局の上端までの高さが 10mを超える場合は、届出が必要です。</p>  <p>(対象事例)</p>
	大規模な工場敷地内等で、外部から見通せない場所での行為も届出が必要か。	届出は必要です。

Q&A (太陽光発電施設)

	質問	回答
太陽 光 発 電 施 設	既設の太陽光発電施設の取扱いはどうなるのか	届出は不要です。ただし、今後太陽光発電施設を増築、改築、移転又は色彩の変更をする場合で、届出の対象となる規模に該当すれば、届出が必要となります。
	太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合は届出対象とされているが、増築の場合は増築部分の太陽電池モジュールの面積が1,000㎡を超えている場合に届出が必要となるのか。	増築部分の面積で判断するのではなく、増築後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合は、届出が必要となります。ただし、増築部分の太陽電池モジュールの合計面積が10㎡以下の場合は、届出は不要です。
	太陽電池モジュールの合計面積995㎡の既存の太陽光発電施設に、太陽電池モジュールの合計面積が9㎡を増築する場合、(増築前は届出が必要となる規模ではないが、増築により届出が必要となる規模となる場合)、届出は必要となるのか。	増築の場合、増築後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超え、かつ増築部分の太陽電池モジュールの合計が10㎡を超える場合は、届出が必要となります。したがって、質問の場合は、増築後の太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超えますが、増築部分の太陽電池モジュールの合計面積が10㎡以下のため、届出は不要です。
	建築物の屋上(陸屋根)に太陽光発電施設を設置する場合、届出の対象となるか。	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが10mを超える場合は、届出が必要です。 また、太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合も届出が必要です。 パネル設置の際には、パネルの最上部をできる限り低くし、目隠し等を行ってください。
		
	届出が必要な規模等の建築物の外壁または屋根の一部を太陽電池モジュールに変更する場合、届出は必要となるのか。	太陽電池モジュールが屋根や外壁の一部を構成しているようなもので、「建築物の外観の変更に該当する模様替」に該当し、太陽電池モジュールの合計面積が10㎡を超える場合は届出が必要となります。(屋根などと一体型の場合)
	太陽光発電施設が建築物と一体となって設置されるものも届出が必要とされているが、この場合、建築物も届出の対象となるのか。	建築物が建築物の届出対象の規模に達していなければ、建築物の届出は不要です。
	学校、工場、複合施設等、同一敷地内(一団の土地)に複数の建築物がある場合、屋根の上の太陽電池モジュールの合計面積は建築物ごとに考えるのか。	同一敷地または一団の土地にある建築物の屋根に設置する太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合は、届出の対象となります。
土地の形質の変更と太陽光発電施設の届出は1つでよいのか。	同一敷地(一団の土地)内で行うのであれば、一つの届出とすることは可能です。なお、届出の受理の日から30日間は、行為に着手することができないため、スケジュールに余裕をもってすすめてください。	